

尾道市学校関係者評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第67条及び尾道市立小学校、中学校及び幼稚園の管理並びに学校教育法の実施に関する規則（平成13年教育委員会規則第2号）第53条の2第4項の規定に基づき、学校関係者評価委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）は、必要に応じ、自己評価の客観性を高めるとともに、教職員と地域住民・保護者が幼稚園運営の現状と課題について共通理解を持ち協力することにより、教育活動その他幼稚園運営の改善に資することを目的として学校関係者評価を実施する。

(組織構成)

第3条 委員会は3名の委員をもって構成し、委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、園長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

- 2 園長は、PTA役員（保護者）、地域住民その他の当該園の関係者のうちから委員の推薦を行う。
- 3 教育委員会は、本人の辞任の申出のほか、特別の事情があると認めたときは、園長の具申により委員を解嘱することができる。

(役割)

第5条 委員会は、幼稚園が実施した自己評価について、建設的かつ批判的に評価を行うとともに、幼稚園運営状況の改善に向けて意見を述べる。

- 2 委員会は、学校関係者評価を実施した後、学校関係者評価書を作成するものとし、作成した学校関係者評価書を当該園へ提出する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

- 2 任期途中での辞職等により、新たに委員を委嘱する場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は無償とし、費用弁償は行わない。

(呼称)

第8条 園長は、当該園の委員会について、委員会の趣旨を損なわない範囲で別の呼称を用いることができる。

(運営)

第9条 園長は、学校関係者評価の実施に先立って、自己評価書を作成し、教育活動その他の幼稚園運営状況について委員会に説明を行うものとする。

2 委員会の会議は、委員長が招集するものとし、園長は、必要に応じ、委員会の会議を招集することができる。

3 園長は、法令、条例、規則及びこの要綱の範囲内において、当該園の委員会の運営方法について必要な事項を定めることができる。

(守秘義務及び広報)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 園長は、保護者や地域住民に対し、委員会の活動状況を知らせよう努めるものとする。

3 園長は、前項の規定により委員会の活動状況を知らせるに際しては、個人のプライバシー保護に留意するとともに、委員の自由な意見表明が阻害されないよう留意しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。